

鶴ヶ島市建設工事における現場代理人の常駐規定の緩和に関する取扱要領

令和4年2月9日市長決裁

(趣旨)

第1条 この要領は、鶴ヶ島市建設工事請負契約約款（平成23年3月31日市長決裁）第10条第3項に規定する現場代理人の常駐規定の緩和に関する取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(常駐を要しない期間)

第2条 現場代理人は、実質的に現場が稼働していない次に掲げる期間においては、現場への常駐を要しないものとする。

- (1) 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入、仮設工事等が開始されるまでの期間
- (2) 工事完成後、検査が終了し、事務手続、後片付け等のみが残っている期間
- (3) 工事を全面的に一時中止している期間
- (4) 橋りょう、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間

(兼務を認める工事)

第3条 国又は地方公共団体が発注した工事で、飯能県土整備事務所管内又は川越県土整備事務所管内における工事のうち、次の各号のいずれかに該当する工事については、1人の者が合計で2件までの工事の現場代理人を兼務することができるものとする。ただし、市長が安全管理上、常駐規定を緩和できないと判断したときは、兼務を認めないものとする。

- (1) 建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第3項に該当しない工事
- (2) 建設業法第26条第3項に該当する工事であって、鶴ヶ島市建設工事における技術者の専任に係る取扱要領（令和4年2月9日市長決裁）に基づき、技術者の兼務が認められた工事

(兼務を認める条件)

第4条 前条に定める兼務を認める工事は、次に掲げる条件を全て満たしていなければならない。

- (1) 鶴ヶ島市の工事発注課の監督員との連絡体制が確保されていること。
- (2) 必ずいずれかの工事に常駐していること。
- (3) 必要に応じて代行者を配置する等の対応を行い、安全管理及び現場の取締りに支障が生じないように措置されていること。

(兼務対象工事の明示)

第5条 市長は、前条に規定する兼務対象工事とする場合には、その旨を特記仕様書等に記載し明示することとする。

- 2 受注者は、特記仕様書等に兼務対象工事に関する記載がない場合は、様式第1号の現場代理人の常駐規定緩和に係る照会兼回答書により工事発注課へ照会し、兼務対象工事の適用の有無の回答を求めることができる。

(兼務の手続)

第6条 受注者は、兼務しようとする工事の発注者が鶴ヶ島市以外である場合は、前条第2項の現場代理人の常駐規定緩和に係る照会兼回答書により、既に従事している工事の発注者から兼務の承認を受け、市長に提出しなければならない。

- 2 受注者は、現場代理人を兼務しようとする場合は、様式第2号の現場代理人の兼務承認申請書を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、前項の申請があったときは、様式第3号の現場代理人の兼務（承認・不承認）通知書により受注者に通知するものとする。
- 4 市長は、第1項の規定による提出内容又は第2項の規定による申請内容に虚偽があった場合は、兼務の承認を取り消すことができる。
- 5 市長は、連絡体制の不備等により兼務に支障があると認められた場合は、兼務の承認を取り消すことができる。

(施工管理に関する取扱い)

第7条 受注者は、兼務したことにより安全管理の不徹底に起因する事故等が起きないように、工事現場における安全管理及び工程管理について、より一層の配慮をしなければならない。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和4年4月1日に施行し、同日以後に入札公告、指名通知又は見積依頼を行う工事から適用する。

様式第1号（第5条関係）

現場代理人の常駐規定緩和に係る照会兼回答書	
工 事 名 称	
工 事 場 所	
工 期	年 月 日～ 年 月 日
契 約 金 額	円
現 場 代 理 人 名	
上記工事について、現場代理人の常駐規定を緩和して兼務を認める工事であるか否か伺います。 年 月 日 住 所 名 称 代表者名	

上記工事の現場代理人については、 <input type="checkbox"/> 兼務を認めます。 ただし、事前に兼務する工事の内容及び連絡先を報告してください。 <input type="checkbox"/> 兼務は認めません。 年 月 日 発注機関 住 所 名 称 代表者名
--

様式第2号（第6条関係）

年 月 日

（宛先）鶴ヶ島市長

受注者 住 所
名 称
代表者

現場代理人の兼務承認申請書

下記工事の現場代理人は、工事を兼務したいので、承認願います。

記

1 新たに從事する工事

工 事 名 称		
工 事 場 所		
工 期	年 月 日 から 年 月 日まで	
契 約 金 額	円	
工事発注課		
現場代理人	氏 名	
	緊急連絡先	
	上記以外の連絡先	

2 現在從事している工事

工 事 名 称		
工 事 場 所		
工 期	年 月 日 から 年 月 日まで	
契 約 金 額	円	
工事発注課		

※現在從事している工事については、契約書の写し等の工事概要が分かるものを添付すること。
また、鶴ヶ島市以外の発注者の工事である場合は、様式第1号「現場代理人の常駐規定緩和に係る照会兼回答書」（発注者から兼務の承認を受けたもの）を添付すること。

様

鶴ヶ島市長



現場代理人の兼務（承認・不承認）通知書

年 月 日付けで提出された現場代理人の兼務承認申請書については、下記のとおり（承認・不承認）します。

記

1 工事の兼務を次のとおり承認します。

(1) 新たに從事する工事

工事名称	
工事場所	
工期	年 月 日 から 年 月 日まで

(2) 現在從事している工事

工事名称	
工事場所	
工期	年 月 日 から 年 月 日まで

(3) 兼務の条件

ア 鶴ヶ島市の工事発注課の監督員との連絡体制が確保されていること。

イ 必ずいずれかの工事に常駐していること。

ウ 必要に応じて代行者を配置する等の対応を行い、安全管理及び現場の取締りに支障が生じないように措置されていること。

(4) 施工管理に関する取扱い

受注者は、兼務したことにより安全管理の不徹底に起因する事故等が起きないように、工事現場における安全管理及び工程管理について、より一層の配慮をしなければならない。

2 工事の兼務を次の理由により不承認とします。

理由

--